

山口県報

平成23年
11月11日
(金曜日)

目次

告示	一
保安林予定森林(森林整備課)	一
公告	二
大規模小売店舗舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	二
県宮福江地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	三
一般競争入札の実施(水産振興課)	三
選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	六
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の異動事項	六
公安委告示	六
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催	六
雑報	七
県報の正誤(平成二十三年三月二十五日山口県告示第百三十七号)	七

山口県告示第四百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。



平成二十三年十一月十一日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字福井上字葉山一七五八の一、字黒岩一七七一の一、字セカイ一八三四の一、字麦谷尻四五三六の一、川上字多々良石八六六五から八六六七まで、八六七〇、八六七一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市東厚保町川東字淵ヶ原九五四、九五五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市東厚保町川東字淵ヶ原九五四(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

宇部市大字小野字井手ノ上一四八八、一四九二、字登尾一五〇〇、一五〇九から一五二二まで、一五二七、一五二九、字貴布祢一五二〇、字雑田一五八七の一三、一五八七の一四、字上登り尾二八七二から二八七五まで、字殿畑三七五〇の五、三七五〇の一〇、三七五〇の一四、三七五〇の一七、字上登尾五五一五、字中後迫五五一七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇部市大字小野字登尾一五〇九から一五二二まで・一五二七・字貴布祢一五二〇・字雑田一五八七の一三・一五八七の一四・字上登り尾二八七二から二八七五まで・字殿畑三七五〇の五・三七五〇の一〇・三七五〇の一四・三七五〇の一七(以上一六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

萩市川上字一ノ瀬三七一から三七三まで、三七五、三七六、一三六九、一三七〇、字立野一三〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市川上字一ノ瀬三七二・三七三・三七五・三七六・一三六九・一三七〇・字立野一三〇〇(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)



(三三六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十一月十一日から平成二十四年三月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 山西 泰明

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	一、二五〇台	一、一三三台

四 届出年月日

平成二十三年十月二十八日

五 変更年月日

平成二十四年六月二十九日

(三三七) 県営福江地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営福江地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十一月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営福江地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年十一月十四日から同年十二月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三三八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年十一月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船さらかぜの定期検査業務(船体部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十六号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十三年十二月二十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二

十三年十二月二十六日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十三年十二月二十六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三三五一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the hull

of the fisheries patrol boat Kirakaze

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 22, 2011

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. December 26, 2011)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船きらかぜの定期検査業務(機関部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十六号)に基づき資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書の交付

五 山口県農林水産部水産振興課において交付する。
入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十三年十二月二十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年十二月二十六日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十三年十二月二十六日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三五〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Kirakaze

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 22, 2011

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. December 26, 2011)



山口県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年十一月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
田村たかよし後援会	橋本 誠士	竹内 尚志	周南市月丘町2丁目3		平成23、10、26

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年十一月十一日

山口県選挙管理委員会 会長 上 符 正 顯

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党周東支部	代表者 会計責任者	平岡 邦夫 中元 修治	山手 卓男 藤岡 利康	平成23、 10、6
自由民主党山口県歯科技工士政治連盟支部	事務所	山陽小野田市 大字植生646 の1	山口市吉敷下 番3丁目1 号	” ” ” ” 13
議員定数削減を求める市民の会	名 称	議員定数削減 を求める市民 の会	議員定数削減 を求める市民 の会 三浦のぼる新 世代政治倶楽 部	” ” ” ” 7
昇龍会	”	昇龍会	政治資金規正 法第19条の7 に第1項第1号 に規定する議 員に係る政治 団体の異動事 項にかつ同項 第2号に定める 国会議員関係 の政治団体	” ” ” ” 21
たかこの会	代表者であ る公職の候補 者に係る種類 の候補者の氏 名	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	衆議院議員	” ” ” ” 17
			戸倉多香子	” ” ” ” 17
			衆議院議員	” ” ” ” 17
			衆議院議員	” ” ” ” 17
三浦のぼる後援会	代表者	幡生 広彰	沼田エズラ	” ” ” ” 21
山口県歯科技工士連盟	事務所	山陽小野田市 大字植生646 の2	山口市吉敷下 番3丁目1 号	” ” ” ” 3

山口県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年十一月十一日

山口県選挙管理委員会 会長 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年月日
自由民主党山口県環境 保全支部	松村 孝明	小笠原知恵 子	萩市大字福井上2773001	平成23、 10、5
木村秀之俊後援会	小林 拓宏	木村 恵子	下松市大字西豊井1195	” 9、30

山口県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年十一月十一日

山口県選挙管理委員会 会長 上 符 正 顯

資金管理団体の 異動事項を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (年月日)
				新	旧	
戸倉多香子	山口県議 会議員	たかこの会	公職の 種類	山口県議 会議員	衆議院議員 三浦のぼる 新世代政治 倶楽部	平成23、 10、17 ” ” ” ” 21
三浦 昇	”	昇龍会	公職の 種類	昇龍会		” ” ” ” 21



山口県公安委員会告示第六十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和二十三年法律第六号。以下「法」といふ。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成二十三年十一月十一日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
- (一) 初心者講習会
- 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
- (二) 経験者講習会
- 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
- (一) 初心者講習会

開 催 の 日 時	開 催 の 場 所
平成二四、 二、一六 午前九時三〇分 四、一九 〃 六、一四 〃 八、一六 〃 一〇、一八 〃 一二、二三 〃	山口県警察本部

開 催 の 日 時	開 催 の 場 所
平成二四、 二、九 午後一時 四、一二 〃 六、七 〃 八、九 〃 一〇、一 〃 一二、六 〃	山口県岩国警察署岩国西幹部交番
平成二四、 一、二六 午後一時 二、二三 〃 三、二三 〃 四、二六 〃 五、二四 〃	

平成二四、 一、一〇 午後一時 三、一六 〃 五、一八 〃 七、二〇 〃 九、二四 〃 一一、二六 〃 一三、二八 〃 一五、三〇 〃	山口県警察本部
平成二四、 一、一〇 午後一時 三、一六 〃 五、一八 〃 七、二〇 〃 九、二四 〃 一一、二六 〃 一三、二八 〃 一五、三〇 〃	山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番



正 誤
平成二十三年三月二十五日山口県告示第百三十七号(公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可)

ページ	段	行	誤	正
六	上	四	一九九・三九平方メートル	一九三・三九平方メートル

平成二十三年十一月十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市